

第 13 回新戦略推進専門調査会 第 9 回官民データ活用推進基本計画実行委員会 合同会議にあたっての意見

山下 徹

「IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議決定）」や、「デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）」の内容に基づき、IT を活用した社会システムの抜本改革に向けた活動が行われていることについて全面的に賛同いたします。

それを踏まえたうえで、以下の点について、今後さらなるスピード感を持って実行していくことが望ましいと考えます。

＜1. マイナンバー利用範囲の拡大検討の加速化＞

番号法附則第六条第一項に定められた、番号法施行後三年（2018 年秋）を目途とするマイナンバーの利用範囲の拡大の検討を加速化すべきである。既に土地管理へのマイナンバーの活用などが検討されているが、これらに加え、民間企業が広く使用できる信頼できる共通の ID を政府が提供する観点から、プライバシー影響評価を踏まえ個人情報保護に関する国民の理解を得つつ、マイナンバーの民間利用について検討すべきである。

＜2. 官民での積極的なデータ連携によるワンスオンリーの実現＞

国民や企業が行政機関に提出する書類の提出の際の添付書類については、民で持つ情報と官で持つ情報のデータ連携を積極的に図るべきである。

例えば、韓国では住民登録番号をもとにした添付書類提出の効率化が図られているが、日本においても、例えば、マイナンバーを活用し源泉徴収票や医療費控除用データの提出の際の効率化を進めるなど、官民での積極的なデータ連携によるワンスオンリーを進めていただきたい。

＜3. 産業競争力を高めるためのパーソナルデータの活用＞

欧州で 2018 年 5 月 25 日から施行される GDPR（一般データ保護規則）や 2016 年に発効した PSD2（決済サービス指令）では、企業は「保有する個人のデータを当該個人に返す」ことが求められ、これらを受けパーソナルデータを活用する動きが起きている。

一方、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画では、事業者等が保有するデータのなかには個人の権利利益に関するデータが含まれるが、政府は、個人の権利利益が阻害されることのないよう配慮しつつ、官民データの利活用を促進する上で、事業者等との連携や協力を積極的に推進し、そのための環境整備を行うとされている。

グローバルなパーソナルデータ活用の流れにおいて日本の産業競争力をさらに高めるため、上記の環境整備として、個人に関するデータは原則本人のものとし、企業がそのデータを利用したことで得られる果実の当該本人への還元を義務付けるための環境整備を促進すべきである。

《4. 自治体等におけるRPAツールの導入推進による定型業務の効率化》

行政の業務フローを見直し、徹底したBPRを実現するためには、単純作業等のデジタル化が必須。RPA（Robotic Process Automation）ツールは、データ入力の自動化や、人事異動の中でも有スキル者のノウハウ継承を実現し大幅なBPRを可能とするものである。自治体を中心に導入を積極的に推進し、生み出されたマンパワーを住民サービスの向上などに充てていく方策を行う必要がある。

《5. 行政による率先した先進技術のPoCの実施》

今後さらに進む少子高齢化に伴う働き手の減少に向けて、行政のみならず民間のデジタル改革も必須。その際、高度なAI技術等を用いた非定型業務のデジタル改革を、行政機関の現場を技術のPoC（Proof of Concept）の場として活用し、民間も含めた社会全体を行政機関がリードする取り組みを進めてはどうか。欧米や中国などでは、先進技術を国や自治体に適用することによりサービス技術を磨いているところである。

例えば、高度なAI技術を活用して、これまで実現が難しかった非定型業務のシステム化にチャレンジするなど、新技術のリード役を担うべきである。

これらの取り組みにより、単なるコスト削減のみならず、日本の成長戦略に役立てていくことにもつながると考える。

《6. フューチャーセンターの創設等によるデザイン・シンキングの推進》

デジタル・ガバメント実行計画における各府省の中長期計画策定に際し、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で各府省CIOに対し提示された“サービス設計12箇条”は、まさに国がデザイン・シンキングを行いながら活動すべしというものであり、大変素晴らしいことである。

欧州のオランダやデンマークなどにおいては、行政機関が非日常の環境の中でデザイン・シンキングにより創造を生み出す「フューチャーセンター」という場所を作り、アイデアを生み出す取り組みが行われている。

日本においても、サービス設計12箇条の実行に向けてサービス改革支援チームの取り組みが行われているが、欧州のフューチャーセンターのような、意識改革を行う物理的な場所の設置を検討してはどうか。